ふれあい・いきいきサロン活動の再開にあたっての留意事項（運営者向け）

日ごろは、ふれあい・いきいきサロンをはじめとする地域福祉活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、サロン活動等の地域福祉活動の実施については中止も含めてご検討いただくようお願いしていたところですが、緊急事態宣言の解除等に伴い、令和２年６月１日以降につきましては、感染防止対策を講じた上で、順次、再開されることとなりました。

サロン活動の再開につきましては、実施会場や参加人数等を踏まえ、実施団体にてご判断いただきますようお願いいたします。

なお、再開にあたっては、厚生労働省等が推奨している以下の感染防止対策等にご留意いただきますようお願いいたします。

１　<u>「三つの密」を避けるための実施会場に応じた取り組み</u>

（１）定期的に窓の開放による換気を行う(30 分に１回以上、数分程度)　。

（２）参加者同士の距離をできるだけ空けて実施する (２ｍ程度)。参加人数が多い場合は、時間制で参加者が入れ替わるなど、密集や密接を避けるよう工夫する。

（３）近距離での会話や、大声での発声、食事や呈茶、呼気が激しくなるような運動を伴わない実施方法やプログラムの検討・実施する。

（４）実施会場となるコミュニティセンター等の利用に関するガイドラインを確認し会場のルールに沿った運営に努める。

２　<u>ウイルス飛沫・付着予防対策の実施</u>

（１）マスクの着用や咳エチケットの徹底

（２）手洗い・うがいの徹底

（３）会場入り口等にアルコール消毒液の設置

（４）「ドアノブ、電気スイッチ、電話」などの不特定多数の人が触るものや参加者が共同で使用したものの除菌や触った後の手洗いの実施

３　<u>サロン運営者及び参加者の健康状態の把握</u>

参加前に検温をしていただくよう周知し、発熱や咳、倦怠感などの体調不良時には参加の自粛を促す。

４　<u>感染追跡調査を可能とするための措置の実施</u>

（１）感染者が発生した際に備え、会場入り口にて参加者の氏名や連絡先などを記載する受付簿を作成するなど、参加者全員と連絡がとれる体制を整える。

（２）感染者の参加が明らかになった場合は保健センターが実施する追跡調査に協力するとともに、実施場所の消毒作業など必要な措置について助言をうける。

以上

名古屋市社会福祉協議会